

長野県と東急株式会社との包括連携協定書,

長野県（以下「甲」という。）と東急株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が掲げる“しあわせ信州の実現”と、乙が掲げる“美しい生活環境を創造し、調和ある社会と、一人ひとりの幸せを追求する”というそれぞれの理念に賛同し、未来を見据えた持続的な地域社会の発展を目指して、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による共創的な活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の創造を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携し取り組む。

- （1）県の魅力発信及び交流の促進に関すること
- （2）公共交通の活性化に関すること
- （3）県産品の販路拡大及び消費拡大に関すること
- （4）県内におけるまちづくりに関すること
- （5）地域に貢献できる人材育成に関すること
- （6）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙のグループ会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を、第2項の協議による決定に従い、自らの責任において誠実に遂行するものとする。なお、この遂行において発生した損害については、甲及び乙は、相手方の故意又は重過失がない限り、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに甲乙双方により連携の方向性を確認し合意があった場合は任意の期間を更新できるものとする。

(協定の解除及び終了)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の2か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

2 天災地変等、甲乙いずれの責に帰することのできない事由により本協定の目的が達成できなくなった場合は、本協定は終了するものとする。この場合、甲及び乙は、相手方に対して、損害の賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第2条第4項の規定に基づき実施する乙のグループ会社を除く）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 第1項の規定は、本協定終了後においても有効とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年（2025年）2月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
東急株式会社
取締役社長